

プライバシーの保護に関する誓約書

令和 年 月 日

刈 谷 市 長

申請者 住 所

氏 名

刈谷市防犯カメラ等設置費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラ及び録画機
に関し、その運用について次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 防犯カメラ及び録画装置の管理責任者及び取扱担当者（以下「責任者等」という。）を指定し、責任者等以外の者による防犯カメラの操作及び録画データの取扱いを禁止し、その運用に関する規定を定めます。
- 2 防犯カメラの運用にあたっては、特定の個人及び住宅などを撮影することにより、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮します。
- 3 録画装置は屋内又は施錠設備のある場所で管理し、録画データを7日間保存し、保存期間終了後は遅滞なく廃棄します。
- 4 撮影は犯罪の防止を目的として行い、画像から知り得た情報は外部に漏らしません。
- 5 警察などの捜査機関からの犯罪捜査のため必要であるとの依頼を受けた場合は、画像の提供に協力します。
- 6 防犯カメラ及び録画装置の設置及び運用に関して苦情や問い合わせを受けたときは、誠実に対応します。
- 7 駐車場を使用する入居者には、契約時に防犯カメラの設置について理解を得るよう説明します。